

第6回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年4月3日(金)
午前10時から
場所 議員協議会室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 報告事項
- 4 協議事項
 - (1) 今後の対応について
- 5 閉会

別冊資料

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(4月1日)

第2回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議資料(3月31日)

学校における集団感染のリスクへの対応

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	市長
第1副本部長	副市長
第2副本部長	教育長
第3副本部長	市立病院事務管理者
対策本部第1部長	危機管理部長
対策本部第2部長	健康福祉部長
対策本部員	総務部長
対策本部員	政策部長
対策本部員	財政部長
対策本部員	地域づくり部長
対策本部員	文化スポーツ部長
対策本部員	環境部長
対策本部員	こども部長
対策本部員	農林部長
対策本部員	商工観光部長
対策本部員	建設部長
対策本部員	上下水道局長
対策本部員	事務部長
対策本部員	教育部長
対策本部員	議会事務局長
対策本部員	健康福祉部次長

事務局 危機管理課、健康づくり課

報告事項

1 経過

- 3. 3 1 第2回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議
- 4. 1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言

2 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言（4月1日）

(1) 現在の対応とその問題点について

ア 地域ごとの対応に関する基本的考え方

地域のまん延の状況や医療提供体制の逼迫の状況を判断する際の指標の考え方が対外的に示されていない。

イ 市民の行動変容の必要性

3つの密を避ける必要性について市民の方へのメッセージが十分に届かなかったこと、コロナ疲れ、自粛疲れと言われる状況が見られること、SNS等を活用した取組みが十分に進んでいない課題がある。

ウ 医療提供体制の構築等について

今後患者が大幅に増えた場合に備えた、地域の医療体制の検討・整備
医療、介護、福祉関係者の感染対策、利用者等を介した感染の拡大

(2) 提言

ア 地域区分の考え方（都道府県単位の判断）

(ア) 感染拡大警戒地域（直近の1週間が、その1週間前と比べ大幅に増加）

【対応例】

- ・期間を明確にした外出自粛要請
- ・10人以上の集会・イベントを避けること
- ・家族以外の多人数での会食等は行わないこと等

(イ) 感染確認地域（直近の1週間が、その1週間前と比べ一定程度の増加）

【対応例】

- ・3つの密を徹底的に回避する対策をし、感染拡大リスクの低い活動は実施
- ・屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加を控えること等

(ウ) 感染未確認地域（直近の1週間で確認されない）

【対応例】

- ・屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントはリスク判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動は実施

イ 行動変容の必要性について

(ア) 3つの密を避けるための取組みの徹底について

(イ) 自分が患者になったときの、受診行動について

(ウ) ICTの活用について

ウ 地域の医療提供体制の確保について

- (ア) 重症者を優先した医療提供体制の確保について
- (イ) 病院、施設における注意事項
- (ウ) 医療崩壊に備えた市民との認識共有

3 新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針(3月31日)

(1) 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

県の感染状況については、2月25日に初めての感染例が確認されて以来、散発的に感染者が発生しているものの、急激な感染の拡大といった状況は見られない。

(2) 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

県民の行動変容を促進するための呼びかけやクラスターの早期発見、早期対応に努めることにより、流行のピークを遅らせ、可能な限り重症者の発生を遅らせるとともに、医療体制の崩壊を防止し、県民の生命と健康を守ることを目標に

- ・感染拡大のスピードを抑制する。
- ・医療提供体制を強化する。
- ・重症化しやすい方を守る。
- ・医療関係者を守り、確保する。

(3) 発生段階の区分(暫定版)

ア 域内発生早期(レベル1)

感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態

イ 域内感染発生期(レベル2)

感染経路が特定できていない者が発生、又は単発的なクラスターが発生した状態

ウ 域内まん延期(レベル3)

感染経路が特定できない者が多数発生、又はクラスターが連続して複数発生した状態

エ 域内まん延期(レベル4)

緊急事態宣言が発出された状態

上記の段階の判断は広域圏単位で、県が専門家懇談会と協議のうえで行う。

4 本市の施設等における対応

(1) 市有施設の状況

ア 市有施設の休館・休止等の対応(3月4日～4日6日 3月25日解除)

- ・貸館業務の新規受付を中止
- ・文教施設(博物館、松本城等)及び日帰り入浴施設の原則、休館・休止

(2) 小中学校の状況

ア 3月2日～18日まで臨時休業、3月19日～4月5日まで春季休業

イ 4月6日に市立小中学校の入学式と始業式の実施に向け準備中